

国営総合農地防災事業 とうま地区

事業の概要

本事業は、北海道上川郡当麻町に拓けた553haの水田農業地帯において、地区の基幹水利施設である当麻ダムの洪水流下能力を回復するため、当麻ダムの洪水吐を改修するものである。

事業の目的・必要性

本地区の基幹水利施設である当麻ダムは、開墾建設事業「当麻地区」（昭和21年度～昭和42年度）により、昭和34年度に築造されたが、ダム流域内の開発等に起因する洪水流出形態の変化により、洪水流下能力の著しい不足による施設の機能低下が生じており、大雨洪水時には広域的な災害の発生する恐れがある。

このため、本事業により、当麻ダムの洪水吐を改修し、洪水流下能力を確保することによって施設の機能回復を図り、農作物及び農用地等の災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資するものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・施設の維持管理費の増減	1百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	14百万円
・施設の機能回復による災害の未然防止	526百万円
・町道の付替えによる公共施設機能の維持	1百万円
・周辺景観と調和した施設の整備による環境の保全	2百万円
計	542百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総 事 業 費		8,300百万円	
効 用		542百万円	
廃 用 損 失 額		6百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率 × (1 + 建設利息率)		0.0531	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総 便 益	= / -	10,198百万円	
費 用 便 益 比	= /	1.22	

注 1) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注 2) 数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、当麻ダムの洪水吐を改修することにより、年間526百万円相当の農地及び周辺に広がる宅地等における災害が未然に防止されるとともに、十分な施設機能が確保され農業生産の維持及び農業経営の安定化が図られる。

日程・手続

平成18年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続が開始される予定。

事業に対する決議

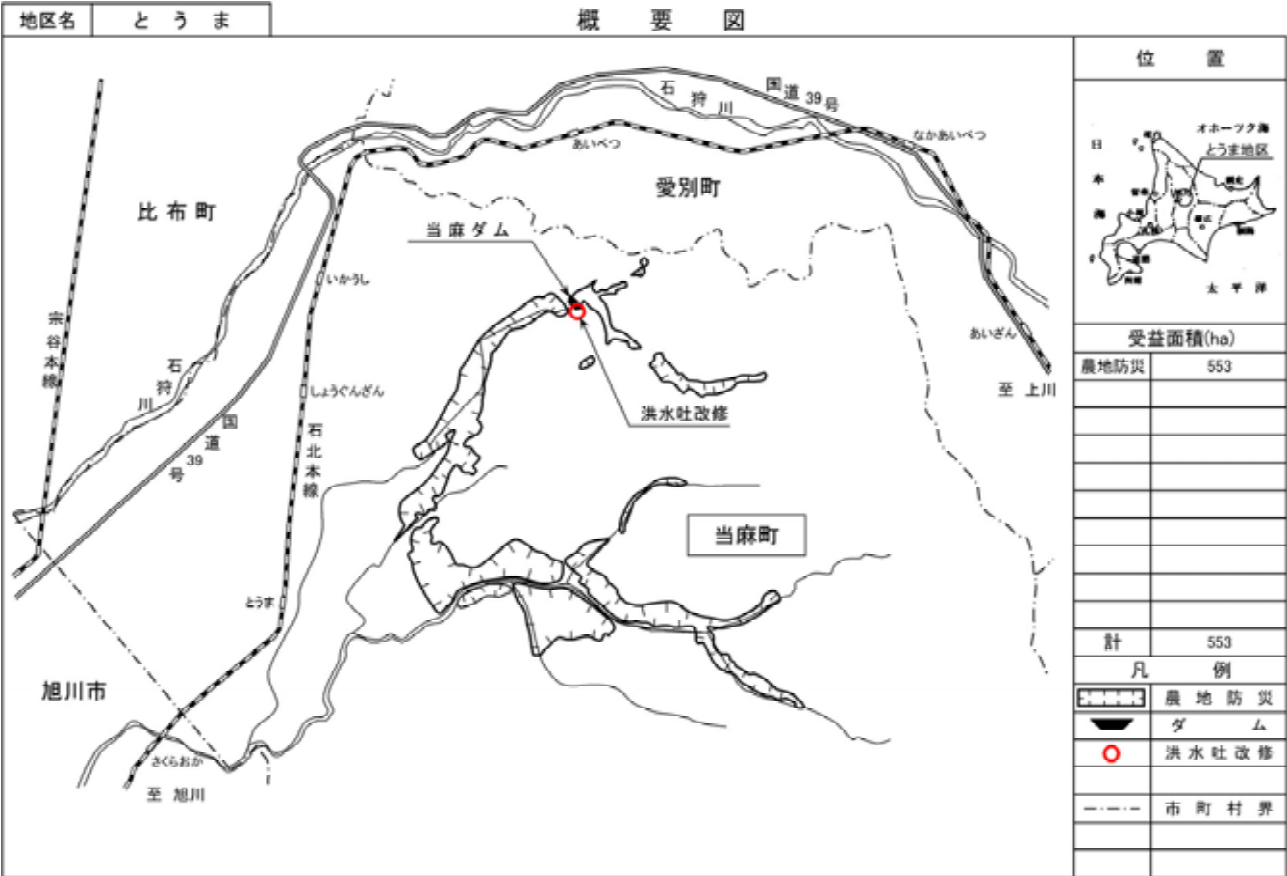
平成18年3月に「当麻土地改良区総代会」において、平成19年度新規着工要求することを決議している。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1．受益面積	553ha		
2．受益者数	131人		
3．主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	ダム（洪水吐）	1ヶ所	8,300 百万円
4．国営総事業費	8,300 百万円		



平成19年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：とうま地区）

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
5．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。	☐
	地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	☐
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	☐
	地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。	☐
	一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	☐
	周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	☐
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☐
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐
	地元の事業推進体制が整備されている。	☐
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐
	関連する他事業との調整が図られている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。